

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する審査基準 新旧対照表

現行								改正							
<p><u>令和5年9月12日改正 医第518号</u> <u>(令和5年10月1日施行)</u></p>								<p><u>令和6年4月15日改正 医第6号</u> <u>(令和6年4月15日施行)</u></p>							
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する 事業の登録に関する審査基準</p>								<p>建築物における衛生的環境の確保に関する 事業の登録に関する審査基準</p>							
<p>所管局名：医療局生活衛生課 事務を所掌する課：福祉保健センター生活衛生課</p>								<p>所管局名：医療局生活衛生課 事務を所掌する課：福祉保健センター生活衛生課</p>							
No	課等名称 (経由機関)	許認可等 事項名	根拠法 令	根拠 条項	審査基準	設定 等	備考	No	課等名称 (経由機関)	許認可等 事項名	根拠法 令	根拠 条項	審査基準	設定 等	備考
	A	B	C	D	E	区分 F	G		A	B	C	D	E	区分 F	G
1	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物清掃業）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第2項	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条 ・清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日	法令		1	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物清掃業）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第2項	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条 ・清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日	法令	

				14年3月26日 厚生労働省告示第117号) 第1 ・建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について(平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第3の2(1)、第4の2(6)ア						14年3月26日 厚生労働省告示第117号) 第1 ・建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について(平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第3の2(1)、第4の2(6)ア、 <u>別添1</u>								
2	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	建築物における衛生的環境の確保	第12条の2第2項	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条 ・清掃作業及	法令				2	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	建築物における衛生的環境の確保	第12条の2第2項	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条 ・清掃作業及	法令		

	(建築物 空気環境 測定業)	る法律	び清掃用機械 器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告 示第117号)第 2 ・建築物にお ける衛生的環 境の確保に関 する事業の登 録について(平 成14年3月26 日 健衛発第 0326001号厚 生労働省健康 局生活衛生課 長通知)第3の 2(1)、第4の 2(6)イ	法令			(建築物 空気環境 測定業)	る法律	び清掃用機械 器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告 示第117号)第 2 ・建築物にお ける衛生的環 境の確保に関 する事業の登 録について(平 成14年3月26 日 健衛発第 0326001号厚 生労働省健康 局生活衛生課 長通知)第3の 2(1)、第4の 2(6)イ	法令	
--	----------------------	-----	--	----	--	--	----------------------	-----	--	----	--

No	課等名称 (経由機関) A	許認可等 事項名 B	根拠法 令 C	根拠 条項 D	審査基準 E	設定 等 区分 F	備考 G	No	課等名称 (経由機関) A	許認可等 事項名 B	根拠法 令 C	根拠 条項 D	審査基準 E	設定 等 区分 F	備考 G
3	福祉保健セ ンター生活 衛生課	建築物に おける衛 生的環境 の確保に 関する事 業の登録 (建築物 空気調和 用ダクト 清掃業)	建築物 におけ る衛生 的環境 の確保 に關す る法律	第 12 条の 2第 2項	・建築物にお ける衛生的環 境の確保に關 する法律施行 規則第 26 条 ・清掃作業及 び清掃用機械 器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告 示第 117 号)第 3 ・建築物にお ける衛生的環 境の確保に關 する事の登録	法令		3	福祉保健セ ンター生活 衛生課	建築物に おける衛 生的環境 の確保に 関する事 業の登録 (建築物 空気調和 用ダクト 清掃業)	建築物 におけ る衛生 的環境 の確保 に關す る法律	第 12 条の 2第 2項	・建築物にお ける衛生的環 境の確保に關 する法律施行 規則第 26 条 ・清掃作業及 び清掃用機械 器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告 示第 117 号)第 3 ・建築物にお ける衛生的環 境の確保に關 する事の登録	法令	







6	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物排水管清掃業）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第2項3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の3</li> <li>・清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日厚生労働省告示第117号）第6</li> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日 健衛発第0326001号厚</li> </ul>	法令		6	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物排水管清掃業）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第2項3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の3</li> <li>・清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日厚生労働省告示第117号）第6</li> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日 健衛発第0326001号厚</li> </ul>	法令	
---	---------------	-------------------------------------	-----------------------	------------	--	----	--	---	---------------	-------------------------------------	-----------------------	------------	--	----	--

					生労働省健康 局生活衛生課 長通知)第3の 2(1)、(4)、第 4の2(6)カ		
--	--	--	--	--	--	--	--

					生労働省健康 局生活衛生課 長通知)第3の 2(1)、(4)、第 4の2(6)カ、 <u>別 添4</u>		
--	--	--	--	--	---	--	--

No	課等名称 (経由機関) A	許認可等 事項名 B	根拠法 令 C	根拠 条項 D	審査基準 E	設定 等 区分 F	備考 G
7	福祉保健セ ンター生活 衛生課	建築物に おける衛 生的環境 の確保に 関する事 業の登録 (建築物 ねずみ昆 虫等防除 業)	建築物 における 衛生的環 境の確保 に関する 法律	第12条の 2第2項	・建築物にお ける衛生的環 境の確保に関 する法律施行 規則第29条  ・清掃作業及 び清掃用機械 器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告	法令	

No	課等名称 (経由機関) A	許認可等 事項名 B	根拠法 令 C	根拠 条項 D	審査基準 E	設定 等 区分 F	備考 G
7	福祉保健セ ンター生活 衛生課	建築物に おける衛 生的環境 の確保に 関する事 業の登録 (建築物 ねずみ昆 虫等防除 業)	建築物 における 衛生的環 境の確保 に関する 法律	第12条の 2第2項	・建築物にお ける衛生的環 境の確保に関 する法律施行 規則第29条  ・清掃作業及 び清掃用機械 器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告	法令	

				示第 117 号) 第 7 ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について(平成 14 年 3 月 26 日 健衛発第 0326001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第 3 の 2(1)、(5)、第 4 の 2(6)キ						示第 117 号) 第 7 ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について(平成 14 年 3 月 26 日 健衛発第 0326001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第 3 の 2(1)、(5)、第 4 の 2(6)キ、 <u>別添 5</u>							
8	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(建築物	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第 12 条の 2 第 2 項	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 30 条 ・ 清掃作業及び清掃用機械	法令				8	福祉保健センター生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(建築物	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第 12 条の 2 第 2 項	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 30 条 ・ 清掃作業及び清掃用機械	法令	

	環境衛生 総合管理 業)		器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告 示第117号)第 8 ・建築物にお ける衛生的環 境の確保に関 する事業の登 録について(平 成14年3月26 日 健衛発第 0326001号厚 生労働省健康 局生活衛生課 長通知)第3の 2(1)、第4の 2(6)ク				環境衛生 総合管理 業)		器具の維持管 理の方法等に 係る基準(平成 14年3月26日 厚生労働省告 示第117号)第 8 ・建築物にお ける衛生的環 境の確保に関 する事業の登 録について(平 成14年3月26 日 健衛発第 0326001号厚 生労働省健康 局生活衛生課 長通知)第3の 2(1)、第4の 2(6)ク、 <u>別添1</u>		
--	--------------------	--	--	--	--	--	--------------------	--	--	--	--

(注)

A = 処分事務を所掌する課等の名称，経由機関のある場合は具体的機関

(注)

A = 処分事務を所掌する課等の名称，経由機関のある場合は具体的機関

名  
B = 具体的な許認可等事項名  
D = 処分の根拠事項（必要に応じ号まで）  
記載例：第 1 条 2 項 3 号→ 1 - 2 (3)  
第 2 条の 3 第 4 項→ 2 の 3 - 4  
E = 「審査基準」が、冊子等の刊行物に記載されている場合はその名称，該当頁及び該当行，その他印刷物等で整理している場合は，その表題名，該当頁及び該当行  
F = 以下に該当する場合は，それぞれ設定等の区分  
・判断基準が法令の定めに尽くされている場合 = 「法令」  
・審査基準を設定しているが，公にしない場合 = 「非公開」  
・審査基準を設定していない場合 = 「非設定」  
G = 申請される方の参考となる事項  
1 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物清掃業）  
【審査基準】  
○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成 14 年 3 月 26 日健衛発第 0326001 号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）  
第 3 登録基準  
2 留意事項  
登録基準の内容は、規則第 25 条から第 30 条までに示されてい

名  
B = 具体的な許認可等事項名  
D = 処分の根拠事項（必要に応じ号まで）  
記載例：第 1 条 2 項 3 号→ 1 - 2 (3)  
第 2 条の 3 第 4 項→ 2 の 3 - 4  
E = 「審査基準」が、冊子等の刊行物に記載されている場合はその名称，該当頁及び該当行，その他印刷物等で整理している場合は，その表題名，該当頁及び該当行  
F = 以下に該当する場合は，それぞれ設定等の区分  
・判断基準が法令の定めに尽くされている場合 = 「法令」  
・審査基準を設定しているが，公にしない場合 = 「非公開」  
・審査基準を設定していない場合 = 「非設定」  
G = 申請される方の参考となる事項  
1 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物清掃業）  
【審査基準】  
○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成 14 年 3 月 26 日健衛発第 0326001 号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）  
第 3 登録基準  
2 留意事項  
登録基準の内容は、規則第 25 条から第 30 条までに示されてい

るところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に

るところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に

限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

(新設)

別添 1

清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗淨の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗淨剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用 方法(床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 必要に応じて実技訓練を行う。	90分
機械器具・資材の使用 方法(場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベーター、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60分
最新技術の動向	最新技術の動向	60分

2 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物空気環境測定業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上

2 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物空気環境測定業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内

困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

3 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物空気調和用ダクト清掃業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上

3 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物空気調和用ダクト清掃業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内

困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

(新設)

別添 2

ダクト清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図	40分
ダクト清掃要領	ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	110分
安全及び衛生	作業ルールの遵守／作業マナー／作業の安全と衛生／作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業	60分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／図面の見方	90分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図／使用機器の選定	50分
ダクト清掃要領	ダクト清掃の計画と具体例／ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	100分
安全及び衛生	作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策／現場での安全衛生(リスクアセスメント、KYK)	40分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業／ダクト清掃の目的／健康的な室内環境	30分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／空気調和設備の実際とダクト清掃作業	100分
ダクト汚染と診断方法	ダクト汚染／空気調和用ダクト内部の汚染物質／汚染の実態／汚染診断方法／汚染診断の計画と具体例	60分
最新技術の動向	最新技術の動向／空気調和用ダクト以外のダクト清掃	40分

4 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物飲料水水質検査業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上

4 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物飲料水水質検査業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内

困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

5 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物飲料水貯水槽清掃業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上

5 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物飲料水貯水槽清掃業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内

困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

(新設)

別添3

貯水槽清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い/作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定/塗装の種類と方法/塗装に必要な機器/貯水槽塗装の手順と注意/塗装作業の安全対策/塗装後の消毒及び水質検査/留意点	60分
貯水槽の消毒方法(貯湯槽含む)	飲料水と人の健康/病原性微生物と健康影響/化学物質と健康影響/人体と水/飲料水の衛生と管理/消毒の意義と定義/消毒方法/消毒時における留意点/消毒剤の規格/水の消毒方法/消毒液の作り方/残留塩素の測定方法	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施/作業中の事故防止/緊急時の処置/作業報告書の作成	60分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令/労働安全を基準とした関係法令/構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的/マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造/関連機器の名称と機能	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い/作業計画及び作業の実際/給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定/塗装の種類と方法/塗装に必要な機器/貯水槽塗装の手順と注意/塗装作業の安全対策/塗装後の消毒及び水質検査/留意点	60分
貯水槽の消毒方法と感染症対策	消毒の意義と定義/消毒方法/消毒時における留意点/消毒剤の規格/水の消毒方法/消毒液の作り方/残留塩素の測定方法/各感染症(レジオネラ症)	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施/作業中の事故防止/緊急時の処置/作業報告書の作成/電気の取扱い	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令/労働安全を基準とした関係法令/構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的/マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造/関連機器の名称と機能	60分
貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要/貯湯槽清掃の意義/温度の管理/清掃方法/水質管理	60分

6 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物排水管清掃業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上

6 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物排水管清掃業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内

困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

(新設)

別添 4

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 一点検診・検査一	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準／検査の項目・方法・評価基準	60分
機械器具の種類と使用方法 一清掃実務一	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法／排水器具・器具排水管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理／高圧洗浄装置／排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 一点検診・検査一	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90分
機械器具の種類と使用方法 一清掃実務一	機械的洗浄方法一高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和注意事項／化学的洗浄方法一アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注意事項／ディスプレイ付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分
排水槽及びグリース 阻集器の清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適正処理／トラブル事例と対策	60分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及び事後作業の重要性／標準作業仕様	60分

7 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物ねずみ昆虫等防除業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上

7 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物ねずみ昆虫等防除業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内

困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

(新設)

別添 5

防除作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM／PCOの役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫(食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか)の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120分

8 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物環境衛生総合管理業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上

8 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物環境衛生総合管理業）

【審査基準】

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

第3 登録基準

2 留意事項

登録基準の内容は、規則第25条から第30条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。

(1) 登録業全体について

ア・イ 省略

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ・オ 省略

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内

困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

- 1) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- 2) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- 3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

(新設)

別添 1

清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用方法 (床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 必要に応じて実技訓練を行う。	90分
機械器具・資材の使用方法 (場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60分
最新技術の動向	最新技術の動向	60分